

浜松市立看護専門学校の授業料減免等に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立看護専門学校条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づく減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)について、必要な事項を定める。

(特別の理由)

第2条 条例第9条の市長が「特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときである。ただし、浜松市看護師等修学資金貸与条例(平成20年3月21日浜松市条例第37号)第3条の規定により修学資金の貸与を受けている者及び現級留年した者は、当該年度の授業料において第3号から第6号までの適用を認めないものとする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項に規定する減免制度(以下「修学支援制度」という。)における授業料等減免対象者として認定された場合
- (2) 天災、火災その他の災害により著しく損害を受けたときで、前号の対象外の者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第10条に規定する被保護世帯出身の者で、かつ本人の市民税均等割が非課税であるもの
- (4) 高等学校を卒業後2年以内で、1度でも大学等へ入学していない者が、18歳となった時点で次の施設等に入所もしくは養育されていた者又は現在も入所もしくは養育されている者
 - ア 児童養護施設
 - イ 児童自立支援施設
 - ウ 児童心理治療施設
 - エ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者
 - オ 小規模住居型児童養護事業(ファミリーホーム)を行う者
 - カ 里親
- (5) 市民税所得割が非課税世帯に属している者
- (6) その他市長が必要と認めるとき

(減免等の額)

第3条 年額授業料の減免等の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合の減免額については、日本学生支援機構から送付される採用候補者決定通知に記載の区分に応じ、次のとおりとする。
 - ア 第 区分 満額(ただし、修学支援制度で定める上限額を超える場合にあっては、その額)
 - イ 第 区分 第 区分の減免額の2/3
 - ウ 第 区分 第 区分の減免額の1/3
- (2) 前条第2号に該当する場合の減免額は、年額授業料の12分の1に相当する額(以下「授業料の月額相当額」という。)に、次のアからウまでの区分に応じた月数又は次条第1項の申請書(以下「申請書」という。)の提出があった日の属する月から当該年度の最終月までの月数のいずれか少ない分の月数を乗じて得た額とする。この場合において、次のアからウまでの区分に応じた月数の方が多い時は、当該年度に減免できない月数を次の年度の授業料減免額の対象とすることができ

る。

ア 住宅の全壊（全焼） 12月

イ 住宅の半壊（半焼） 6月

ウ 住宅の床上浸水 3月

- (3) 前条第3号、第4号及び第6号に該当する場合の減免額は、授業料の月額相当額に、申請書の提出があった日の属する月から当該年度の最終月（当該年度の途中で減免理由が消滅した場合は当該消滅した日の属する月）までの月数を乗じて得た額とする。
- (4) 前条第5号に該当する場合の減免額は、授業料の月額相当額に2分の1を乗じた額（百円未満は切り捨てる。）に、申請書の提出があった日の属する月から当該年度の最終月（当該年度の途中で減免理由が消滅した場合は当該消滅した日の属する月）までの月数を乗じて得た額とする。
- (5) 徴収猶予ができる額は、授業料の月額相当額に納付義務者の申請によってその納付することができないと認められる金額を限度とし、猶予期間は、6ヶ月を限度とする。
- (6) 前条各号のうちいずれか2号以上の適用を受ける場合における当該各号の算定の基礎となる年額授業料は、それぞれ当該各号の適用前に適用を受けた減免額を除いた額とする。
- (7) 前条第1号の認定を受けることができるにもかかわらず当該認定を受けなかった場合において、同条第2号から第6号までの適用がある場合は、同条第1号の適用を受けたものとみなした年額授業料を当該各号の算定の基礎として計算するものとする。

（減免等の申請）

- 第4条 第2条に該当する者は、第1号についてはA様式1の授業料等減免の対象者の認定に関する申請書、第2号から第6号までについては第1号様式の授業料減免等申請書に減免等を受ける理由の事実を証する書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第2条第3号又は第5号に該当する者で、当該年度の4月又は5月に申請する場合は、前年度の市民税の課税状況を証明する書類を提出するものとする。6月以降に申請する場合は当該年度の市民税の課税状況を証明する書類を提出するものとする。
- 2 減免等については、必要に応じ再申請をすることができる。減免を受ける理由が同じ場合は、前項の添付書類を省略することができる。

（卒業後の進路）

- 第5条 第2条第3号から第6号までの規定により減免を受けた者が卒業年度に実施する看護師国家試験に合格した場合は、看護職として浜松市内の医療機関に就職するものとする。ただし、特段な理由がある場合又は大学編入、保健師養成学校若しくは助産師養成学校へ進学する者はこの限りでない。

（減免等の取り消し）

- 第6条 市長は減免等を受けた者が虚偽又は不正の行為により減免等を受けた場合は、減免等を取り消すものとする。
- 2 前条の規定にかかわらず、看護職として浜松市内の医療機関に就職しなかった場合は、卒業年度の減免等を取り消すものとする。

(返還金)

第7条 前条により減免等の取り消しを受けた者は、市長の定める納付期限までに減免等相当額を市長に納めるものとする。

(その他)

第8条 その他この要綱に定めのない事項についてはその都度定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学した者で、改正前の授業料が適用される者の減免等ができる特別な理由は、従前どおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学した者で、改正前の授業料が適用される者の減免等ができる特別な理由は、従前どおりとする。ただし、第2条第1号を除く。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

第1号様式

授業料減免等申請書

年 月 日

浜松市長 宛

申請者 住 所 年 組
氏 名

第1保証人 住 所
氏 名

申請理由